

小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会設置要綱

平成14年2月27日
14小介第31号

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定により定める小牧市介護保険事業計画及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項の規定により定める小牧市老人福祉計画(以下「小牧市高齢者保健福祉計画」と総称する。)を推進するため、小牧市高齢者保健福祉計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小牧市高齢者保健福祉計画の策定に関すること。
- (2) 小牧市高齢者保健福祉計画の実施状況の調査及び評価に関すること。
- (3) その他高齢者の保健福祉施策の推進に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 被保険者を代表する者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 前項第4号に規定する者は、別に定めるところにより市民のうちから公募により選任することができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長が選出されるまでの間に開く会議は、市長が招集する。

2 委員会は、会議において必要と認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(推進部会)

第7条 委員会に、推進部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域包括ケア推進課及び介護保険課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成14年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(小牧市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱の廃止)

2 小牧市高齢者保健福祉推進協議会設置要綱(平成12年11月16日12小高第122号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則(平成 29 年 29 小介第 183 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。